全 員 協 議 会 記 録

令和８年９月30日（水）
12時59分～14時39分
（本会議終了後）
全員協議会室

〔出席議員〕
澁谷議長、笹田副議長
西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、
串﨑議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、
川神議員

〔執行部〕
三浦市長、江角副市長、久佐教育長、山根総務部長、田中地域政策部長、
久保健康福祉部長、倉本都市建設部長、佐々木教育部長、赤岸消防長、
谷口工務課長

〔事務局〕
下間局長、濱見次長、森井書記

議　題

1　執行部報告事項

⑴	浜田市名誉市民　故　坂根正弘氏　浜田市市葬について	（総務部）
⑵	浜田市長の育休等取得について	（総務部）
⑶	浜田市総合振興計画及び定住自立圏共生ビジョンの進捗管理について	（地域政策部）
⑷	第３次浜田市総合振興計画素案①について	（地域政策部）
⑸	関係人口創出拡大事業の進捗状況等について	（地域政策部）
⑹	島根県における国民健康保険料水準の統一について	（健康福祉部）
⑺	浜田橋の撤去工事および今後のスケジュールについて	（都市建設部）
⑻	教育委員会自己点検・評価報告書	（教育委員会）
⑼	石見神楽の保存・伝承拠点に関する市民アンケート調査結果について	（教育委員会）
⑽	消防救急無線のデジタル化整備における談合に係る損害賠償請	（消防本部）

求訴訟の終結について

⑾　第３次浜田市水道ビジョンの策定について　（上下水道部）

⑿　その他

2　第６回はまだ市民一日議会の実施について

3　その他

⑴　自由討議について

⑵　議案における各自の表決結果の記載について

⑶　政務活動費に係る収支報告書の提出について（令和８年９月末まで分）

【提出期限：10 月 21 日（水）】

⑷　令和８年熊本地震への義援金対応について

⑸　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　12 時 59 分　開議　〕

○議長

ただいまから令和8年9月30日の全員協議会を始める。

執行部報告事項は大変多くある。またこの後、議会運営委員会も計画されているところである。質疑に当たっては、簡潔明瞭にお願いしたい。協力をよろしくお願いする。

それでは議題に入る。

1　執行部報告事項

⑴　浜田市名誉市民 故 坂根正弘氏 浜田市市葬について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。総務部長。

○総務部長

去る8月10日に浜田市名誉市民の坂根正弘氏が逝去した。坂根氏は浜田高校卒業まで浜田市で過ごし、大学卒業後に入社した株式会社小松製作所では、平成13年の代表取締役社長への就任後も代表取締役会長、相談役、特別顧問などを歴任した。浜田市に対しては、平成24年度から毎年のように多額の寄附を受けており、坂根正弘奨学金の創設に大きく貢献している。一企業人としてだけでなく、日本経済全体の発展に尽力するとともに、ふるさと浜田を思い、未来の人材育成のための奨学金制度創設などに協力を得た功績を踏まえ、平成27年には浜田市名誉市民に顕彰した。このたびの逝去に伴い、遺族の意向を確認した上で、市葬委員会において、市葬を執り行うことを決定した。日時は12月12日土曜日、午前10時から、会場は島根県立大学浜田キャンパスの講堂で執り行う。予算は総額500万円を予定し、予備費で対応する。案内状の印刷、発送、式次第等の作成経費など、直ちに使用となる準備経費に加え、会場借り上げや会場設営等の市葬本体に係る各種経費を想定している。改めて議員の皆にも案内を送るので、参列するようお願いする。

○議長

ただいまの説明について質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

議員は予定表に入れてもらい、できるだけ参加して礼を尽くしたいと思っているので、よろしくお願いする。

それでは、次に移る。

⑵　浜田市長の育休等取得について

○議長

資料1-(2)を参照されたい。市長。

〇市長

資料にあるように私事で大変恐縮ではあるが報告、説明する。このたび第2子が誕生する予定となった。それに伴い私自身まとまった形で、育児休業等を取得したいと思っている。案内のとおり、市長は特別職であるため、一般職の地方公務員に適用される育児休業法の対象ではない。しかしながら一般職員に適用されている配偶者の出産補助休暇、育児休業の制度を参考にし、首長としての責任はもちろん果たしつつ、家庭での育児、家庭のケアに専念する期間を設けたいと考えている。期間については、資料の1にあるとおり、令和8年11月1日日曜日から同年11月23日月曜の祝日までとしたいと考えている。私が育休等を取得するに当たり、市民生活に影響を出さないこと、そして市政運営を停滞させないこと、これは最も重要なことと捉えている。そのため2にあるが、地方自治法第152条の規定に基づき、江角副市長を職務代理者として置きたいと思う。期間中における決裁、対外的な職務執行、各部局からの重要案件の調整等については、副市長を中心に対応してもらう。また、3の育休等期間中の対応についてだが、首長としての危機管理責任に休みはない。市民の皆の安全安心を最優先とするために一定のルールを設けたいと思っている。まず、期間中であるが、連絡体制は24時間維持する。災害、緊急事案が発生した際には、昼夜を問わず、即座に連絡が入る体制をとっていく。特に台風や大雨などにより所定の災害警戒レベルなどが発表された場合や、重大な危機事案が発生した場合には、育休等を直ちに終了し、即座に現場へ登庁、復帰し、陣頭指揮をとることとする。また、緊急事態に限らず、市政の重要事項や懸案事項の推移については、必要に応じて随時報告を受けることとしている。最後に、資料の下の部分に、男性職員の育児休業取得率を示している。本市において昨年度、令和7年度の実績で男性職員の取得率66.7％という数字が出ており、徐々にではあるが、子育てを庁内全体で支え合う文化が根付きつつあると思っている。この少子化対策、子育て支援は本市にとっても大変重要な課題の一つであり、私の今回の育休取得も、しっかりと育児に向き合う姿勢を示すことにもつながると思っており、大変重要な機会と捉えた。これにより市役所の庁内はもちろんのこと、市内における企業の方々、地域社会全体に対しても、男性の育児参加が当たり前のものであるというメッセージをしっかりと伝えたいと思うし、子育て世代の方々がより働きやすく暮らしやすい浜田市とつながる後押しになればと思っているところである。説明は以上となるが、育休期間中も江角副市長のもと組織一丸となって行政運営に万全を期していくので、議員におかれては理解を得たいと思う。よろしくお願いする。

〇議長

ただいま報告について質疑はあるか。

〇森谷議員

新聞で「市長の1日」が1日遅れで載っているが、あれはどのようになるのか。

〇市長

具体的なところまで分からないが、職務代理者を立てるので、そうしたところで報道機関が副市長の動向を代わりに掲載するか、もしくは、どういうふうに対応する

かは、報道機関にもよるのかと思う。

○森谷議員

私は今回一般質問でこのようなことを質問したのだが、そのときは特別職だから別に育休という概念はなくて、いわゆる在宅勤務の親戚みたいなものだと認識したのだが、そんな感じでよいか。今聞いていると仕事もされないわけではないようだが。

○市長

基本的には、育休という形で休みを取得しようと思っているが、先ほど言ったように、事象によっては、連絡をとれる体制はとるということである。

○森谷議員

この4の参考のところにパーセント割合が書いてあるが、分母分子がよく分からないので、教えてもらえるか。

○総務部長

手元に数字自体がないので、この場で答えることが難しいが、多少この変動が大きくなっているが、分母の部分については、職員の中で、子供が生まれる家庭のところが分母となっている。数字としては余り大きくない数字になっている。そのうちで育児休業を取得することができる職員が分母で、実際に取得した職員が何人いたかということで、この割合を出させてもらっており、計算式という形で説明させてもらう。

○森谷議員

消防が除かれているのはどうしてか。

○総務部長

深い意味というのはないが、以前は消防のほうが育児休業を取得する傾向が少ない、勤務体系もあるのかと思うが少ない傾向が以前あったため、分けて集計していたことがあったが、最近はこの数字を見てもらい分かるとおり、消防のほうでもかなりこういった育児休業を取得するということが、職員の中にも広がってきているのが読み取れるような数字が見えていると思っている。

○議長

そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑶　浜田市総合振興計画及び定住自立圏共生ビジョンの進捗管理について

○議長

資料1の(3)を参照されたい。地域政策部長。

○地域政策部長

この進捗管理については、現在の第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の目標に対する進捗状況ということで、令和7年度の実績等を踏まえた結果となっている。資料が多くあるので概要を説明する。まず、1ページを参照されたい。この1ページから5ページまでについては、例年同様に、進捗管理体制やスケジュール、基本手法や、各目標指標の評価基準、算出方法などを記載しているものなので、確認してもらいた

い。6ページでは、基本指標である、人口、出生数、社会増減数の2025年度の実績値、あるいはここ10年間の人口の推移などをまとめているものである。続く7ページ、8ページが、近年の推移をグラフで表示しているものなので、確認してもらいたい。この3つの指標であるが、まとめとしては社会増減は10年平均、直近の4年平均ともにマイナス約310人台ということで安定をしているが、一方、出生数については、ここ10年平均から落ち込みが進んでいるところから、人口減少の加速というのは、社会減の悪化ということよりも、出生数の減少の加速によるところが大きいとまとめている。そうした状況を踏まえ、今後結婚、出産、子育て支援などの少子化対策は引き続き強化が必要であり、また社会増減については、近年横ばいながらも、転入促進、転出抑制に取り組む必要があるとコメントしている。なお9ページから13ページまでについては参考資料として、社会増減数の主な転入転出の理由なども踏まえた資料をまとめているので、確認してもらいたい。14ページを参照されたい。資料4である。こちらは総括として、各取組に対する、内部評価をまとめている。達成率100％以上となったものが40.3％、一定の進捗があるＢとなったものが49.0％ということで合計で89.3％と、おおむね順調に推移しているところである。15ページから17ページについては、それぞれ進捗評価の中で、例えばＢからＡと評価が上がったものや、ＣからＢへ評価が上がったもの、逆にＡからＢに下がったものなど、そうしたものを抽出したものである。そして18ページ以降、資料5であるが、各項目の進捗評価をまとめたものとなっている。こちら35ページまでで、数値目標の進捗評価だけを抜き出してまとめている。それに続く36ページ以降のところでは、各項目一つずつの項目について主な取組成果や、今後の展開、目標値の推移などを掲載をしているものである。続いて141ページまでがこの項目の説明になっており、142ページでは、この総合振興計画に内包する浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、それに続き地方創生の交付金を活用した事業についての進捗評価等に記載をしているところである。最後に154ページ以降の資料6については、総合振興計画と同様の目標を持つ定住自立圏共生ビジョンの計画についても進捗評価を抜き出して掲載をしているものである。以上が今回の浜田市総合振興計画及び定住自立圏共生ビジョンの進捗管理についてである。

〇議長

ただいまの報告に対して質疑はあるか。

〇川上議員

先ほどからＡＢＣ評価となっているが、ＡＢＣ評価についてどのような基準でＡＢＣ評価をされているか教えてもらいたい。

〇地域政策部長

資料の5ページを参照されたい。資料5ページの下の段のところで進捗評価の基準ということで、ＡＢＣ評価の3段階の評価基準を表にしている。簡単に言うと、Ａというのが、基本的に100％以上で順調、Ｂというのが一定の進捗があるということで、99％から50％まで、Ｃというのが、それ以下49％以下の遅れているということで基準を設けている。

〇川上議員

それは今のページを見て分かるが、100パーセントとか40パーセントというのはどういう基準なのか。何を求めて40とか100とかいうのか。

〇地域政策部長

進捗度合いということでそれぞれの項目に代表的な目標として数値目標を挙げているが、そうした数値目標への達成度ということで、当初目標どおり、あるいはそれ以上というものがA、少なくとも半分以上進んでいるものが一定の進捗があるということでB、それ以外のものについてはCということである。

〇川上議員

ということは先ほども出ていたが、3分の1であればCとかいう形になるのか。

〇地域政策部長

3分の1程度の進捗ということであればCになる。

〇議長

そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑷　第3次浜田市総合振興計画素案①について

〇議長

それでは説明をお願いする。地域政策部長。

〇地域政策部長

本素案については、現時点での検討状況をまとめたものであり、今後まだまだ、協議を重ねた上で内容を変更していく必要があると思っている。今回は、現段階で、執行部、あるいは外部委員を入れた審議会の委員との協議の途中経過ということであり、細かな政策内容一つ一つ説明するのではなく、計画全体の考え方と、構成についての視点で見てもらえればと思う。まず、1ページ目は目次である。2ページ目には、現在空白になっているが、市長のメッセージを掲載する予定としているものである。3ページは最初に計画の1番上位に位置づける将来像を記載しており、人が育ち、還り、地域力が開くまち～育ち、育てる、浜田へ～としている。人口減少や少子高齢化が進む中で単に人口を増やすことだけを目指すのでなく、浜田で人が育ち、地域で活躍し、一旦地域を離れた人も、将来的に浜田に戻ったり、様々な形で地域と関わり続けたりする、そうした人の循環をつくることで、地域力を高めていくという考え方としている。続いて4ページを参照されたい。今回の総合振興計画の中で目指す成果ということで、新たな視点として幸福度の向上というのを掲げている。ここでは、幸福を感じる4つの要素ということで、市民アンケート調査により、「挑戦し、成長できること」、「人とのつながりを感じられること」、「前向きに暮らせること」、「自分らしく暮らせること」の4つの要素を持って、幸福度を測定し、向上を図っていくよう考えている。個別の施策を実施すること自体を目的というのではなく、最終的に市民の暮らしや幸福にどのような変化をもたらしたかという視点で、目指す成果として取

り入れてはと考えている。続いて5ページを参照されたい。将来像の実現に向けた考え方として、5つの基本方針を設定している。「人を育てる」、「関わりをひらく」、「選択できる暮らしを守る」、「地域の価値を高める」、「持続可能な地域をつくると」、この5つとしている。これは具体的な政策そのものというよりも、将来像実現に向け、どのような考え方でまちづくりを進めるのかというものを示すものとして整理をしている。続いて、実際に何に取り組むのかという部分が6ページの6つの基本目標となる。まず1番目こどもの育ちを支える、2点目に人と地域のつながりを育てる、3点目に地域産業を育て、働く選択肢を広げる、4点目に学び続ける地域をつくる、5点目に選択と集中による行財政改革を推進する、6点目に暮らしを支える基盤を未来へつなぐという6つを掲げている。この6つの基本目標の下に、今回の計画では、28の政策、100の主な施策を位置づけることとしている。次の7ページからは、各政策を進める際に、全分野に共通する横断的政策手段として、5つを設定している。ここでは、最初にＤＸ・デジタル化の推進、2点目に人材育成の推進、3点目にプロモーションの推進、4点目にデータに基づく政策立案の推進、次に協働のまちづくりの推進としている。これは特定の政策分野だけで取り組むものでなく、各政策を効果的、効率的に進めるための共通の基盤ということで位置づけたものである。9ページ、10ページのところでここまで説明した内容を体系的に表している。10ページの政策体系図のところでは、今回の前期基本計画で、先ほどの6つの基本目標の下に、28の政策を整理しており、それぞれについて、主な施策を設定しているところである。11ページからが、先ほど説明した、各政策の主な施策等について現段階で考えられる現状と課題、目指すべき方向性、主な施策等を各分野でまとめている。これが42ページまでである。少し飛んで次の43ページから、この計画の中に新たな、浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけることとしており、今回の総合戦略の中では、人口を2045年に4万人を目指す、あるいは合計特殊出生率2.07、これは県の目標と同等のものである。それから社会増減数プラス70人というのを目指すといった目標を掲げ、総合戦略の中で特に取り組むべき戦略ということで、これ44ページから46ページのところでは、総合振興計画の政策別の計画の中から、主な取組等を抽出するように考えている。これにより、総合振興計画と一体的な進捗管理を行っていく。47ページ以降については、この計画の資料編ということで、計画の概要や、現在の浜田市を取り巻く状況などを掲載しながら、人口推計等の人口ビジョンなども掲載することを予定している。またこれまで実施をした、市民委員会やこどもワークショップ、中高生アンケートなど、結果等がまとまり次第、ここに掲載する予定としている。そのほか様々資料編ということでまとめており、おおむね全体で80ページぐらいの計画書ということで現在まとめるイメージである。なお現在のところ文字が羅列しているような計画になっているが、できるだけ市民の方にとって見てもらえる計画になるように、今後もしっかり伝わるような、読みやすい文書でまとめるように検討している。各分野のところでＫＰＩなども掲載しているが、これも幸福度の向上にしっかりつながるようなＫＰＩとなるように、内容などの見直しも検討しているところである。こうしたことがしっかり

まとまった上で、改めて市議会の議員にも説明をし、パブリックコメント等も行いながら、3月議会で議案として提案していきたいと考えている。

〇議長

ただいまの説明について、質疑はあるか。

〇川神議員

総務委員会でも少し話をしたのでおおむね理解しているが、今まで計画をつくる際に、最終的に議会の意見を聞く、パブリックコメントも、当然参考にするということで、できていた素案に対してなかなか微調整するぐらいしかならないことも過去あった。やはり議会もしっかり意見を言ったときに、十分意見が反映できる段階の中で、市議会との意見交換会とか、そういったものをやってもらいたい。おおむね完成して、最後のチェックの段階で、ここはどうでしょうかではなくて、もっと手前のところでしっかりとした意見を吸い上げる機会を、できるだけ多く持ってもらいたいと思うがそれについていかがか。

〇地域政策部長

その意味もあり今回、総務文教委員会と全員協議会に提案させてもらったものである。冒頭申し上げたが、まだまだあらあらのところであり、数値等も、特にＫＰＩなどまだ調整中のところで、数字は挙げられていない。まだ項目としても、全てが文言なども固まったところではないが、この段階で示したのは、そういった意図である。

〇川神議員

そういったことを、確実に実行してもらえればいいなと思っている。すごく細かいことで申し訳ないが、たまたま、歴史・文化の伝承と創造という項目の中で、26ページに、石見神楽の文化財指定について云々と記載があり、神楽に対する考え方も若干載っているので、私も少し気になったのは、現在、三浦市長が今後拠点施設をどういう方向性にするのかというのは今から基本的に様々な総合的な判断で行うとそれは理解をしているが、ここにそういった文字は全くない。そういった中で、その方向性がある程度決まって、それについて、例えば推進だとかそういうことになった場合は、この中にもきちんと新たにまた入るというような感覚でよいか。

〇市長

この総合振興計画であるが、まちづくりの全体を網羅する大きな最上位計画という位置付けである。ですので限られたページの中で、どういったところまで表記するかというのはあるが、個別具体的な施策について全てを列挙するということは、川神議員からあったような神楽の件に限らず、全て書き込んでいくか、列挙するかというのは、全体を見ながらの調整になると思う。今ここに、現状と課題、目指すべき方向性、主な施策ということで、出しているが、ある程度少し大きな段階のものが列挙されてくるかと思う。ただ、先ほど部長からもあったように、この最上位計画で目指すビジョンと、こういったところを目指すのだというところにしっかりとつながるような施策の体系をつくり、そこにしっかりと数値目標を立ててそうした予算とこうしたところが全て連動するような形で、計画をつくりそれを遂行していく仕組みをつくろ

うとは思っているので、その中の一つでそれぞれ捉えていきたいと考えている。

〇大谷議員

先ほど川神議員が触れたところであるが、主な施策のところの④に絡んで考え方を聞かせてもらいたいが、先ほどから最上位計画だと言われた、最上位計画ということは、それを最終的に目指すということであるが、石見神楽のところは、報告書として取りまとめ、文化財指定の可能性を整理しますとあるが、整理しますということは、実現はしなくてもよいのかということにもとられてしまう。整理という表現についてはどのような言い回しというか考え方の中で使用されるか、今後の審議の中でも出てくると思うので、聞かせてもらえたらと思う。

〇教育部長

石見神楽の文化財指定については、調査がこれからということもあるので、まだ確実に指定できる状況かどうかというのはこれからそういった調査を踏まえて判断していくということになるので、今現在では、そういった状況を踏まえて慎重な言葉遣いをさせてもらっているというところである。

〇大谷議員

先ほどからやはり最上位計画だから、それを目指すわけで、絶対的にするかといえばそれはそうはいかないことはあるかもしれないが、その下の⑤では浜田城跡については、国の史跡指定を目指しますと明記してある。そういったところとの相違はどういうのかなと感じるわけで、今後この内容を精査していく過程の中で、こういう表現の言い回しは何を意味するかということも聞かせておいてもらう必要があるかと思って再度尋ねる。

〇教育部長

浜田城跡については、ある程度専門家の意見等も参考に聞いている中で、指定が可能なのではないかというところにも言及されているので、少し、こういった目指しますという表現で、多少の差がついているというところである。また先ほど、地域政策部長からもあったように、今これについては、構成段階であるので、そういった今指摘も受けたような点も踏まえ、文言の整理なども今後していきたいと思う。

〇大谷議員

現在神楽議連でもこの石見神楽の重要性については、注視し、追って何らかの行動をとろうと話しているところである。石見神楽について、例として挙げていくわけだが、他の地区においては、国指定になっているところもある。その団体は、浜田でつくられたものを活用しているということもある。でも、作り出した町そのものではそれができていないということで、大変関係者は心配をしているわけで、そうしたところからすると、早急に実現するような、夢が持てるような表現というものが、まず第1に必要かということで、今後については、こういった必要性があると感じているところだが、その点については認識いかがか。

〇教育部長

繰り返しになるが、そういった方向性を持って、今取り組んでいることは事実で

あるので、また表現については今後推敲したいと思う。

〇笹田副議長

第3次の総合振興計画は市長の改選があってスケジュールもずれたので、第3次では三浦市長の思いが入っていると思うが、大きく三浦市長が掲げている市民の幸福度向上だとか、選択と集中による行財政改革だと書いてあるが、三浦市長に代わって、第2次と第3次がどう変わるのか市長の思いを少し尋ねたい。

〇市長

まず将来像をここに示しているが、かねてから育ち、育てる、浜田というコピーを掲げて、それぞれ今の現行走っている施策も、そこに人が育っているのか、お互いの関係性がそこに生まれているのか、そういったところの観点で、政策の小さな見直しの部分を含めて、やってきた。ここに暮らしている人たちがしっかりとここで暮らしていることの中での幸福度をやはり感じていくというのが最終のゴールだと思っているので、そうしたところをこのように目指す成果として、評価指標4つ挙げているが、こうしたところで測っていくというのも一つ新しいところかと思うので、その幸福度を感じていれば、考え方というのはいろいろある中での一つの調査研究に基づいてこの4つの指標を掲げているわけだが、この幸福度を感じるそれぞれの要素に全ての施策がやはり紐づいて、幸福度が生まれている。だからそこをしっかり分解して、そこに紐づく、施策成果につながる事業制度をつくっていこうというところで、大きく、今までの事業も既存の事業も見直していくというところが今のタイミングかと思っている。基本的に生活基盤を守るためとか、教育へしっかり投資をしようとか、もちろんその第2次の総合振興計画と項目的には重なる部分もあるかとは思うが、その全てを否定するものでもないし、引き継ぐところは引き継ぐ、そして新たな要素として入れるところは入れるというような形にはなろうかと思う。いずれにしても目指すところは幸福度の向上というところを、しっかり目指してやるということなので、そうした意味合いでは、施策の振り返りとかＫＰＩの設定の仕方、こういったところも変わってくるのかと思っている。もう一つ、横断的政策手段というところを掲げているが、デジタル化やデータに基づいて政策立案をするとかは、個別の何かの施策に対してという考え方ではなくて、全てにおいてかかってくることだと思うので、今、ＤＸ推進課という課を置いているが、そこだけで何か事業を行うわけではなくて全庁的にＤＸという観点、あるいは人を育てていく観点を持ち、地場の資源を活用しよう、こういったものは全部に横断的に関わってくるので、そうしたところも全体の政策を整理する中で、個別のところにぶら下げるのではなくて、全体を形で考えましょうねというそういうメッセージもきちんと表現したいなということは思っているところである。

〇足立議員

市長に尋ねたいが、2011年の地方自治法改正によって総合振興計画の作成は地方自治体の義務から外れたが、今こうやって、それでも第3次総合振興計画という形で方針を作成されるというその意味合いというのは、あくまでもこれまでのこの浜田市

の過去の歴史や経緯を踏まえて、総合振興計画を作成することが市民だったり、対外的に、皆に理解してもらえるという思いも含めての総合振興計画の策定なのかそこら辺少し話を伺いたいと思う。

〇市長

議員の言うとおり、この計画をつくるというのは、計画は計画なので、しっかり形にしていくというところが大事だと思っている。ただこうした形で文字に落としたり、あるいは絵に落とすことで、市民の方々にこういうところを一緒に目指していきましょう、まさに協働のまちづくりだから、これ行政計画だとしても、市民の方々と一緒に取り組むことも多くある。そうした意味で、将来像を共有するという意味ではこうした計画をしっかりつくり上げるというのは大事だと思っている。今回この総合振興計画をつくるに当たって市民の参加も得て、あるいは子供たちに意見を聞くような場を設けている。計画をつくっていくプロセスも非常に重要だと思っていて、まちをつくるのは行政でだけではないと、自分たちもそのまちづくりに参画していくのだという意識の醸成をこうした計画づくりを一つのプロジェクトとしてプロセスからしっかり全体感をつくっていくというところも狙いとしては考えているので、計画をこういうふうに掲げて、市民、もちろん議員そして、行政職員それぞれ担当課あるが、これはどうなんだというふうに、課題にぶち当たったときに、ここを目指すんだという、きちんと立ち返る場所というか、考え方をしっかり明確にしておくというのは非常に重要だと思っている。ぶれないまちづくりとぶれない施策づくりのために、こうした計画はやはり必要と考えて総合振興計画の更新を行っているということである。

〇議長

43ページに、2045年の人口が4万人となっている。今の毎年1,000人以上減る人口減少のスピードを考えると、信じられないような数字だが、この根拠は何か。

〇地域政策部長

こちらの冊子のほうには資料等出ていないが、これまでの会議や協議の中で浜田市だけでなく、全国的にどういった施設が大体何人ぐらいの規模の町で整備されているか。何人を割ると、そうした施設がなくなるかというようなことで様々な施設が挙げられていた。そうした中で浜田市には医療センターがあるが、そうした緊急医療などの病院施設、やはり4万人程度が下限の自治体になると、そうしたものが整備されているのが1番、4万人以上の町になるというようなこともあり、そうした施設なども見ながら、浜田市で必要な人数というのは最低限4万人を維持しなければいけないのではないかということ等も含め、それから、今言ったこれまでの推移とこれからの推移推計、そうしたものをにらみながら、何とか4万人をキープできるように政策を進めて、そこから安定ができるような施策ができないかということで目標として掲げている。

〇議長

目標ということで。では、次に移る。

⑸　関係人口創出拡大事業の進捗状況等について

〇議長

資料1-(5)を参照されたい。地域政策部長。

〇地域政策部長

本年度、市外の関係人口を数から質、それから貢献してもらえる、そうしたことへ定義し、新たに有料会員制度として浜田市オフィシャルアンバサダー制度の準備を進めてきた。このたび、稼働できる見込みとなったので、制度の概要について報告をする。最初に1の業務の進捗状況スケジュールである。令和8年5月に一般社団法人ｎａｍｉｋａｚｅ　ｃｏｍｍｕｎｉｔｉｅｓという会社と業務委託契約を締結をし、制度の導入に向けた準備を6月から開始をした。9月には、ＬＩＮＥの拡張機能を用いた申込みフォームを公開し、まずは口コミそれからチラシなどの周知でスモールスタートということで始め、10月には、制度説明用のＷｅｂサイトの公開も行い、周知する予定としている。2の浜田市オフィシャルアンバサダー制度とは、以前も説明しているが海士町が令和6年度から実施をしている制度をベースとしており、有料型の会員制度で、下に明示があるが、アンバサダーカードというものが付与され、浜田市に滞在される際に様々な特典を受けられるという制度である。このアンバサダーカードについてはいわゆるデジタルの名刺であり、相手にスマートフォンをかざしてもらい、自身のプロフィールなどとともに、浜田市の魅力や、イベントの情報など伝えることができる。これによって新たな会員の方獲得にもつなげていきたいと思っている。また読み取ってもらった件数というのは数値として記録をされるので、システム上で、それぞれの活動量も把握することができるというものである。次のページを参照されたい。この制度の年会費は、4つのプランを用意している。アンバサダーになってもらった方には、特典を用意している一方で、(2)のところにあるように、浜田市への滞在や、イベントへの参加、浜田市の魅力発信などを行ってもらう。運営体制は、今年度は、業務委託契約の相手方である一般社団法人ｎａｍｉｋａｚｅ　ｃｏｍｍｕｎｉｔｉｅｓであり、今後、浜田市内における、運営法人等の設立を検討していく。これまであった、3の(1)浜田応援団は、このたびのアンバサダー制度に整理統合を進めていく。現在登録を得ている177人は、1年間無料で使用できるアンバサダーカードを配布をし、会員にならないと特典というのはつかないが、カードを体験してもらい、アンバサダーへの登録というのを推進をしていきたいと考えている。次に、(2)の浜田市関係人口コミュニティ名称についてであるが、このアンバサダー制度を含めた、浜田市の関係人口のコミュニティの名称を「はまだね」と名づけ、幅広く発信をしていく。以上が、この新たな関係人口施策としてのアンバサダー制度だが、このアンバサダー制度については、特典のつかない、広報用のカードも作成して、広く会員獲得に協力を得たいと思っている。特にこの制度が始まる一定期間については、生涯活動の職員や、議員の皆にも、カードを配布をし、アンバサダー制度のＰＲというのに協力得たいと考えているので、その際にはよろしくお願いしたい。

〇議長

ただいまの報告について、質疑はあるか。

〇森谷議員

英語だらけで、議会で発言できない内容がたくさんあり、日本語にしないといけないが、どうして議会で発言できない英語がたくさん並んでいるのか。

〇地域政策部長

参考にした海士町での制度自体がそういう名称であり、それと同じような制度を入れるということで、特にその部分については、変更せずに、そのままオフィシャルアンバサダー制度というのを使わせてもらった。

〇森谷議員

以後を変えてもらわないと、議会で発言できないが、文書すり合わせをしてもらいたい。

〇議長

これは名称だということだが、いかがか。

〇森谷議員

名称だと英語でも良いのか。議会で発言できるか。

〇議長

名称についての英語は可である。なるべく執行部も分かりやすい日本語を使ってもらうことを努力願う。

〇森谷議員

カタカナ英語使われるのはよいが、岡山議員が、使うならその後に日本語の説明つけるようにと言った。アンバサダーとかと言われても、よくわからない。この一般社団法人ｎａｍｉｋａｚｅ　ｃｏｍｍｕｎｉｔｉｅｓも英語だが、これも構わないのである。この一般社団法人はどのようにして選ばれたのか。

〇地域政策部長

冒頭言った海士町で令和6年度からこのような事業を実施している。そこで立ち上げられた一般社団法人で、このオフィシャルアンバサダー制度、海士町の制度にも熟知をしている唯一の団体ということで、選定したところである。

〇森谷議員

海士町での成果はどのような成果が出ているのか。

〇地域政策部長

予算を計上したときに予算説明資料のほうにも参考として新規説明シートの下に、現在の

〇森谷議員

結論で良い

〇地域政策部長

既に外部からのこういうアンバサダーを獲得している実績がある。今現在の登録人数が、300人ぐらいの獲得をされているということでだんだん増えている。海士町の分のＢ/Ｃというところはまだ確認をしていない。

〇森谷議員

海士町は予算を幾ら使って、効果が幾らあるのか。

〇地域政策部長

今、手元に持っていない。

〇森谷議員

そういう効果も手元に持っていないなら、頭の中に入っていて当たり前だが。効果が頭の中に入っていないということか。

〇地域政策部長

数値としては出ないが本日も出ていたが今県内の中でも唯一、人口が増に転じているという自治体である。その入り口というのがこうした関係人口の創出というところも根っこにある。そうしたところで大きな効果が出ているのではないかと考えている。

〇森谷議員

町の人口の増減、社会的特殊性とか出生とか死亡とかある。これ、どのように把握してどの部分で人口が増えているのか。

〇地域政策部長

この度、全国の調査の中で、県内の自治体ごとの数字も出ていたが、唯一増えているのが、海士町ということで発表されたところである。

〇森谷議員

議長、私の質問の答えではない。

〇議長

ここ細かい数字にも含まれているので、地域政策部長、後ほど説明をしてもらうわけにはいかないか。海士町の数字とかは今手元にないと思うが。

〇地域政策部長

個別の数字というのはないが、国勢調査の結果のところで前回調査からプラス80人と出てる。

〇森谷議員

プラス80というのは、割合でいったらどのくらいか。東京のプラス80と、青ヶ島のプラス80は全然違う。

〇地域政策部長

今手元に母数となる、海士町の人口がないので、今、答えは持ち合わせていない。

〇森谷議員

部長の答弁に溜息をついている議員もいるぐらいだからちゃんと頭の中に入れて用意してもらいたい。終わる。

〇議長

後ほどお願いする。そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑹　島根県における国民健康保険料水準の統一について

〇議長

資料1-(6)を参照されたい。健康福祉部長。

〇健康福祉部長

資料を参照されたい。国民健康保険は、平成30年度から島根県が財政運営の責任主体となり、安定的な運営に努めてきたが、このたび、これまで県内市町村ごとに異なっていた保険料の水準を全県で統一する方針が示された。その背景と今後の方向性について説明をする。まず1点目であるが、国保の財政運営の仕組みだが、島根県が市町村からの納付金などをもとに医療費に必要な費用を市町村へ交付し、市町村はその納付金を納めるために保険料率を決めて世帯ごとに賦課徴収を行っている。なので市町村が保険料率を決定するに当たって、県に納める、納付金の額が幾らになるかというのが大変大きい要素になっているということである。2点目に島根県の国保の現状を見てみると、構造上の課題がある。加入者である被保険者数は、高齢化が進行する中で、過去10年間で約3割の減少となっている。さらに被保険者が減っているので、医療費総額そのものは減ってはいるが、医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費が増加し、それに伴い、1人当たりの保険料も増加傾向にある。現在県内の19市町村のうち、過半数を超える11の市町村で被保険者数が3,000人未満となっている。この3,000人というのが、国保の保険者が安定的に運営をしていく最低ラインということのようである。そこを割り込んでいるところが多くあるということで保険者としての規模が縮小すれば財政運営リスクに直面するということになる。こうした背景から、3点目であるが、保険料の水準を統一するということに大きく二つの意義がある。一つ目は財政運営の安定化である。被保険者が減少する中でも、将来にわたって、国保制度を維持するため、財政の基盤を強化をする。二つ目としては、負担の公平性の確保である。平成30年の広域化以来、既に医療費の給付は県内全ての被保険者で支え合うという仕組みになっている。そうであるならば、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでいても保険料は同じであるべきという、負担の公平性を図るというものとなる。続いて次のページを参照されたい。4点目統一に向けたスケジュールである。統一は、2段階に分けて進められる。第1段階としては、令和10年度までの納付金ベースの統一である。現在の納付金算定方法は、市町村の所得水準に応じた応能分と、加入者や世帯数に応じた応益分を合算し、そこに各市町村の医療費水準をかけ合わせて算出をしている。このため、医療費が高い市町村ほど県に納める納付金も高く設定され、それが保険料負担に直結するという仕組みになっている。統一することにより、医療費の水準を納付金の計算に反映させないようにし、市町村単位での医療費格差による保険料の影響をなくしていく。2段階目として令和15年度までの完全統一である。県内どこに住んでいても同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料率となる全県一律の保険料率とする。なお、急激な負担増となるなど、移行が困難な市町村に対しては、令和18年度までの猶予期間が設けられる方針となっている。最後に5点目だが、統一による各市町村の保険料の変化である。資料のグラフは、令和7年度の県による

試算であるが、ここでは医療費分のみを出しているが、これをもとに、県が示した各市町村の標準保険料を比較をしたものである。左側の青い棒グラフが、これまでの医療費水準を反映した場合のもの、右側のオレンジの棒グラフが、医療費水準を反映しない場合というものを示している。大変小さくて見えにくいが、浜田市のデータは、グラフ表とも左から2番目のところになる。こちら見てもらうと、医療費を反映しない、右側のグラフのほうが若干保険料が引下げとなる試算結果となっている。浜田市は県平均に比べて医療費が高い状況にあるため、今回の統一によって医療費水準が反映されなくなれば、標準保険料を引き下げる要因となる。これはあくまでも現時点の試算値であり、今後変動する可能性はある。ただ、今年度であるが昨年、一昨年度も浜田市で保険料の上昇を抑えるために基金を投入して、実際の保険料よりも低い金額を皆にお願いをしている。今既に下げているので、これ以上下がるのかということはまた若干変わってくる。保険料が統一されると、保険料抑制のために、市の基金を投入するということができなくなるので、今後、この基金の投入を、段階的に行っていきながら、加入者への影響が最小限となるよう、調整を行い進めていく方針である。

○議長

今の部長の説明について質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑺　浜田橋の撤去工事及び今後のスケジュールについて

○議長

資料1の(7)を参照されたい。都市建設部長。

○都市建設部長

令和7年3月から全面通行止めして大変迷惑をかけているが、浜田橋について撤去工事の概要及び今後のスケジュールということである。1撤去工事の概要だが、入札を9月の17日に行っている。この資料には載っていないが、入札終わっているので、報告すると、受注者は、宮田建設工業株式会社が受注されている。契約金額のほうであるが、税込みで1億4,575万円となっている。工期であるが、これも契約しているので、9月18日に契約をし、工期が9月19日から令和9年3月31日となっている。現場の作業の開始であるが、これは非出水期となる10月の21日以降というふうになっている。工事の内容であるが、写真に黄色く枠をつけているが、橋桁及び、中の橋脚の撤去、というふうにしている。両側の橋台については、このたびの工事では残置したままということになる。2の今後のスケジュールであるが、現在、設計業務を継続しており、このたび、撤去工事に入る。令和9年度が、引き続き撤去の工事と、橋梁の下部工事のほうに着手し、令和10年度が上部工事、令和11年度に付属工事などを行い、供用開始を目標として進めている。なお、出水期の6月15日から10月20日、この期間は、河川の中での施工は不可となっているので、あわせて報告する。

○議長

ただいまの報告について、質疑はあるか。

〇森谷議員

これは橋を架け替えるということか。修繕して何とか使おうというものか。

〇都市建設部長

架け替えで計画している。

〇森谷議員

周布橋と同じことだと思うが、周布橋の場合は、総額が16.8億、そして実負担が2.2億ということだったが、ここは部分的にしかわからないが全体でいうと、どれだけかかって、浜田市負担どれだけの橋の架け替えなのか。

〇都市建設部長

現在、概算の事業費で13億8,800万、約14億円というところで出しており、そのうち、国庫補助をもらって実施するがそれが約6億4,000万。残りが市の負担というか、起債を合わせて、市の単費というところになる。周布橋と同様の話をさせてもらうと、市の実質負担は、約2億2,000万である。14億から6億4千万引いたものが、起債を合わせて7億4,000万になる。

〇森谷議員

起債は、借金ということか。借金は助けてもらえるわけではなく、いずれ自分が払うわけなので自腹ということだというのは分かるか。14億から6億とか7億引いたらやはり7億ぐらい残ってしまうので。自腹が7億という感じで、周布橋と全然違う、同じように2.2億が自腹というのと、少しついていけないが、分かるように説明してもらえるか。

〇都市建設部長

確かに起債であるが、借りて借金を返していくが、起債を借りた70％は交付税措置で、国から返ってくるというような計算をしている。

〇森谷議員

起債というところでストップするから。それが分からない。交付税措置がどうのこうのか、結局は14億かかるが、6億ぐらいと5億ぐらいが、誰かが出してくれるということか。

〇都市建設部長

国の補助金である。

〇森谷議員

これ周布橋に比べて随分短いと思うが、工期はそんなに変わらないような気がするが、そんなに時間がかかる理由は何なのか。

〇都市建設部長

確かに周布橋よりも短い橋であるが、先ほど説明させてもらったように、川の中の工事とかいろいろあるので、出水期、資料の1番下であるが、6月15日から10月20日、この間は川の中で工事ができない。それは一緒である。そういったところがどうしても、制約というのがかかるので、同じような期間になってしまうというところである。

〇森谷議員

私が言うのは同じような1年の中で工事ができる期間は同じ月数だというのは想像できるが、橋が短いから、その分、早くできるのではないかと。長さにしてみれば、2倍3倍ぐらい違うわけだから、工期も早く、2分の1、3分の1とは言わないが、もっと早くできるのではないかと思うが、似たような期間なのでどうしてかと質問している。

○都市建設部長

橋梁の延長は違うが、橋脚つくったり橋台つくったり、いろいろやることは一緒というところがあり、我々も、議員言うように、なるべく早く完成は目指したいところであるが、今のところ予定はそういったことになっている。

○議長

そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑻　教育委員会自己点検・評価報告書

○議長

資料1の(8)を参照されたい。教育部長。

○教育部長

令和7年度の教育委員会自己点検・評価報告書を取りまとめたので、報告する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会では、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行い、今後の取組の方向性や課題を明らかにすることで、効果的な教育行政を図ることを定められている。報告書では、教育振興計画に掲げている取組の進捗を点検・評価している。資料の3ページから6ページにかけては、取組の総括評価を教育振興計画の施策体系に沿って記載をしている。具体的な個別事項の点検・評価については、8ページから80ページにかけて、教育委員会の各課において実施した計50件の取組について、内容、目的、実績・評価を記載している。82ページから87ページには、それぞれの具体的な取組のうち、目標の数値化が可能な項目について、数値目標及び達成状況を掲載をしている。

○議長

ただいまの報告について、質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑼　石見神楽の保存・伝承拠点に関する市民アンケート調査結果について

○議長

資料1−(9)を参照されたい。教育部長。

○教育部長

このアンケートは10歳以上の市民3,000人に対してアンケートを送り、最終的に1,421人、回収率47.4％の回答があったところである。まず1ページを参照されたい。回答の年齢構成は、市全体の年齢構成比に比べて40代以下の回答が若干少ない状況であった。2ページである。地域別で見ると、人口比率とほぼ一致する回答比率となって

いる。続いて4ページである。回答された方の82.2%が石見神楽をある程度以上知っていると回答され、20代では、その比率が低いものの、年代が上がるにつれて高くなっている状況がうかがえる。続いて5ページである。石見神楽の関わりについて聞いている。神楽団体や神楽産業に関わりがあるという方が3.8%、神社やお祭りなどで見るという方が回答を得た方の74.4%を占めている。その他として、6ページから8ページにかけて記載しているが、過去において各団体に所属していたとか、家族が神楽団体に所属しているというような関わりがあるという意見があったところである。続いて9ページである。石見神楽を保存・伝承することについて、浜田市の宝だと感じている人が全体で肯定的な意見を述べられた方が81.0%となっており、30歳代40歳代で若干低い傾向が見られるところである。10ページである。石見神楽を守り伝えることが必要と考える方が、肯定的な意見を持ちの方が85.7%となっている。続いて、11ページを参照されたい。石見神楽を守り伝えていくために何が必要かということについて質問であるが、人を育てる、ものづくりの職人を育てる。石見神楽の魅力を伝えるというような意見が多く見られるような結果となっている。その他として、12ページから14ページにかけて、その他の意見を記載してもらっているが、その中では、神楽団体に対する支援が必要。神社での舞を大切にするといったような意見があった。神楽の拠点施設をつくることについて、15ページである。必要、どちらかといえば必要と考える方が38.8%、不要、どちらかといえば不要と考える方が45.8%となっている。16ページを参照されたい。10歳代、20歳代、60歳代の意見は、先ほどの意見であるが、拮抗している。30歳代、40歳代、50歳代は、どちらかといえば不要と考える否定的な意見の方が多く、70歳代、80歳代以上では必要と考える肯定的な意見が多くなっている傾向が見られる。地域別では、三隅地域は必要という意見が若干多く、その他の地域では不要というような否定的な意見が若干多くなっている。17ページを参照されたい。石見神楽を知っている、関わりが強い方ほど拠点施設が必要とするような意見が多くなっており、その割合は50%を若干超える程度となっている。18ページを参照されたい。石見神楽を浜田市の宝と感じている方、石見神楽を守り伝えることが必要と感じている方ほど、拠点施設が必要という意見を持ちの方が多くなっている。自由意見では、石見神楽を保存・伝承することに関する意見が多くあり、税の使い道、維持管理の将来負担に関する意見、整備に関わる規模や事業費に関する意見、単独整備に対して、代替するような意見、観光や地域活性化に関する意見などが見て取れた。自由意見については、20ページ以降のところに詳細に掲載をしているので、参考に見てもらえればと思う。

〇議長

ただいまの報告について、質疑はあるか。

〇川神議員

アンケートを見た。大体予想どおりというか1番心配していたのは、やはり今回、一般質問でも何人か話をされているが、この拠点施設に対しての財政投資、どのぐらいかかるかということで、業者が31億、25億、15億出されていたが、具体的にどの程

度かかるのかということが大きな論点とも捉えるような、この結果というか、自由意見なんかから見受けられる。やはり必要かどうかというのは財源も大事だがそれ以外の要素も市長が言うように総合的に判断するということなので、これも一つの判断材料と思うが、なかなか判断材料が、まだ乏しいのかと思っているので、この時点で、1個1個をとやかく言うつもりはないが、現時点市長はこのアンケート見て、今の所感というか、どのように捉えているかをもし答えられれば、聞きたいと思う。できれば両方。

〇教育長

今、各議員も言われたように、やはり長年懸案だったことなので、多くの方がいろいろ賛成反対の意見を持ちなんだなということは率直に思い、拮抗している意見だなと思っている。あわせて、年齢別のところで少し意見が分かれているところがあった。やはりそこらあたりは今後の未来に対する思いの違いであるとか、神楽の関わり方なのか、それから子供たちがどういう環境で変わるのかというところがそっからもしかすると読み取れるのかなとは思っている。ただ、神楽殿もだが、神楽の舞手、やはり、それにまつわる人たちを大事にしていこう、そういう文化を保存していこうという意見は、強くあった。なので、このアンケートの中から読み取れることとして今現在のところだが、示された5つの機能について、それぞれ考えが違う様子が、これ、アンケート結果からは見受けられるなと。進めるべき部分、それまたそうではないという考えの部分が、5つの項目でそれぞれ違うのではないかという認識を持っている。

〇市長

先ほどの教育部長からの説明にもあったとおり、多くの方々8割に上る方々が、この石見神楽は浜田の宝と感じると回答してる。改めてこの石見神楽という伝統芸能が、地域に根差した非常に大事な資源であるということは市民の多くが持っているということは再認識できたのではないかと思っている。加えて施設の整備についてだが、これには賛否それぞれの意見があるんだなということも改めて思ったし、やはり先ほど教育長も触れられたが年代別でも、少し認識の違いがあるのかなというところも思っているところである。報告書の中には、建物の建設だけではなくて保存継承するためのいろいろな取組、必要な取組ということで触れられており、このアンケートを行うに際しては金額のことだけではなくて、そうした情報もあわせて伺いを立てている。そうしたところも踏まえて、どういったところに、これを整備することに対して市民の方々が思われたのか自由意見もかなり多く書かれているので、そうしたところも全てきちんと読ませてもらい、最終的には、こういった場所、こういった機能をどういうふうに実装していくのか行政支援の在り方をしっかりと考えていきたいと思っている。

〇森谷議員

18ページであるが、少し説明が通り過ぎられたのでついていけなかったが、必要であるとかどちらかといえば必要であるとかというのがあるが、この表はどう見るのか。宝と思っている人のアンケートは割合は必要であるという割合がこうだとか、要

らないと思っている人も、どうのこうのとか。この表の読み方はどういうふうに読めばよいのか。

〇教育長

18ページの表の読み方である。まず上の表であるが、問5で石見神楽は浜田市の宝だというように感じている方が、施設を必要と考えているか、それとも、必要でないと考えているかというような観点で分析をしているというところなので、とても感じるという1番上の設問は、これは石見神楽を浜田市の宝だということをとても感じるという方が、拠点も必要であると考える方の割合が、どちらかと多いというような見方をしてもらえればと思う。下段のほうは、問6で石見神楽を将来にわたって守り伝えることが必要だと考えている方が、当施設の整備についてどのように考えているかということを表した表であり、1番上の必要であると6で答えた方が、どちらかというと必要である、施設が必要であるという肯定的な意見を述べられているということを示した表になっている。

〇森谷議員

ということはこの神楽のファンの人のアンケートということか。この表は、イメージはそれでよいのか。

〇教育部長

石見神楽が大切だと思われている方の意見が必要であるというようなところになってくる。

〇森谷議員

それを読める。必要だと思って宝だと思っている人は必要だと思うのは読める。逆に、そう思っていなくても、誘導されるような感じがするが。15ページ、38%が必要であるとか、逆に45%がどちらかといえば不要であるとかとあるが、その母数というか、そこの性質をはっきりしないと、アンケートにより誘導することができると。スケート場の場合はアンケートによって確実に母数を抽出した母数にとって、必要だということと要らないということになったが、ここのあまり必要じゃないと思う人にとっての宝だと思ってない側、あまりファンじゃない側にとっての必要性はどの表を見ればよいのか。

〇教育長

同じ18ページの表の中で、先ほど事例に挙げた。例えば、上の表で言うと、浜田の宝だというふうに神楽のことをとても感じる、あるいは、ある程度感じるという、上の二つが、もともと神楽を好きというか肯定的にとらえている方の意見で、その下のあまり感じない、全く感じないというのが、いわゆる先ほど指摘のあったあまり神楽に関心がない層の施設についての意見ということで、こちらのほうはどちらかというと施設も不要であるという傾向が出ているととらえてもらえればと思う。

〇森谷議員

そうではなくて、とても感じるのが、100人だとする。仮定だが、あまり感じないが1,000人だとする。その場合に100とか1,000とかを反映したグラフの長さになって

ないのではないかと思うがどうなのか。

〇教育長

その点は指摘のとおりである。

〇森谷議員

このグラフには、情報が一つ足らないのではないかと思う。数字でもよいが、情報公開とかないと、小さい集団も同じように反映したら、割合が錯覚をしてしまう可能性がありますので、抽出した小さい母集団については、説明が必要ではないかと思う。それと70才以上とかアンケート結果ががっと変わっていると思うが、この人たち、私も70才以上だが、私たちが希望したとしても、出来上がる頃には動けないとか死んでいるとかこういう形なので、同じような情報を感じてもらいたくないような気がする。私は、私の希望はどうでもいいと、死んでいくわけだから。だけども、10代とか、その辺はまだ希望はあっても、世の中のことをよく知ってないと、お金がかかる箱物だということもわかっていない。だから、20代30代40代の人の意見に重点を置いて施策を決めるべきではないかと思うが。参考にしてもらいたい。

〇川上議員

このアンケートも含めてだが、石見神楽そのものについては、ふるさと教育の一環として教育委員会が所管してもよいと思うが、神楽殿とかそういう建物について、特に観光の要素があるものについては、教育委員会が所管するべきものではないように私は思うがその点についてはいかがか。

〇教育部長

今回基本構想案で示されたのはあくまでも、単独施設で一体的に機能を発揮するという観点で、その中に、舞殿も含まれるというような位置づけであるので、これは教育的効果が一体的に相乗効果が図れるものというような観点がある。一方で、議員指摘のとおり、基本構想案の中には観光的な効果もうたい込みがある。そういった意味では、特にそういった交流機能という点については、観光機能が前面に出るのか、教育文化機能が前面に出るのかというのは、やはり少し在り方によっては変わってくる面は出てくるかと思っているので、今後方針を決めるに当たっても、そういった点も考慮しながら、検討を進めていければなと思う。

〇川上議員

理由は簡単である。教育委員会的には、この建物よりも学校を早く整備するほうがよいと思う。となると、教育委員会の総予算と考えれば、そこへこれが出てくると、その他のものに使うお金がなくなってくるから心配だなという思いがあって聞いた。ですので、その点については重々検討してもらいたいと思う。

〇大谷議員

先ほどの森谷議員の指摘はもっともだと思う。どの分野も、100に対してその割合をとっているが、問5については、例えば、とてもそう思うという34％で、合わせて80ということは指摘あった。それが18ページの表でいくと、その中の割合をここに書いている。なので、あたかも否定的な印象をここで与えているような図式になってい

る。これをこうでしたというふうに出していくこと自体は問題と思う。きちんと実態が合うような提示の仕方で、この横の棒については、長さを回答した数に合わせて、本来は色分けしていくべきだと思うので、全くグラフとしては、なってないと思う。誤解を与えないような表示をしてもらいたいと思っている。

○議長

今のを受け止めてもらいたい。そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

ここで暫時休憩する。

〔　14 時 28 分　休憩　〕

〔　14 時 39 分　再開　〕

○議長

それでは会議を再開する。

⑽　消防救急無線のデジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の終結について

○議長

資料1の(10)を参照されたい。消防長。

○消防長

消防救急デジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の終結について報告する。まず1の主な経過の表を参照されたい。令和2年7月13日に当市が提訴した損害賠償請求の裁判は、上から5段目と少し飛ばす。令和7年9月19日に最高裁に上告し、さらにその下、令和8年3月12日に上告を棄却すると決定されて、同年3月17日の全員協議会で報告したところである。それに伴い確定した損害賠償金が同じ表の下から2段目、令和8年4月8日に株式会社ゼネラルから、令和8年7月31日に株式会社ゼネラル以外の3者から、合計約1,427万円が納入された。この後、2の表、令和8年度に計上している弁護士事務所に報酬金として約90万円を令和8年9月4日に支払った。また、3に計上したとおり、本裁判は、損害賠償金から裁判に要した費用を差し引いた残額が約650万円となった。裁判は令和2年からと言ったが、実際の準備などの事務は、デジタル無線の排除措置命令、課徴金納付命令が平成29年2月2日に公正取引委員会から出されたことから始まり、約9年8か月を要した。これをもって本訴訟は終結となった。

○議長

今の報告について質疑はあるか。

○森谷議員

この中で収入が1,400万で、差引き650万ぐらい戻ってきたが、これにかかった人件費というのはどのぐらい何時間ぐらい何日ぐらいで考えればよいのか。

○消防長

私もそれをいろいろ考えた。残念ながら日報をつくっていないので、時間的な計算は概算しかできないが、1日1時間、約10年かかったとして、それを単価で計算すると、単価を3,000円として計算すると、消防吏員の1人がかかったとして考えると、400万近くの人件費がかかっているのではないかと推定している。

○森谷議員

さっと答えられるところがすごい、全然予備知識がないのに、感謝する。五分五分である。分かった。

○議長

そのほかあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑾　第3次浜田市水道ビジョンの策定について

○議長

資料1の(11)を参照されたい。工務課長。

○工務課長

まず1点目として、策定の趣旨について記載している。現在抱える課題を整理し、将来の目指すべき基本方針、具体的な取組などを定めるためのものである。2点目の計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間である。3点目、パブリックコメントについてであるが、7月1日から7月31日まで募集し、2件の意見を得た。1件は浜田市の計画を支持するもの。もう1件は、使用しているこのパブコメ用の案で使用していた図表の記載期間、計画期間よりも非常に長いものを使っていたので、その有効性必要性への疑問であった。この意見を参考に記載期間について、本計画期間に合わせるように修正をしている。修正した図表であるが、Ａ3横長の概要版の左下にある図表それから、本冊でいくと、8ページの図2－1及び図2－2になる。資料の4点目、策定日については令和8年9月としており、本日の報告をもって今後、5点目にも書いているが、ホームページにおいて公表をしたいと考えている。なお、水道ビジョンについては先ほど申し上げたが、本冊と横長Ａ4版を添付している。その横長のＡ4判について、横長Ａ4判の左側、現状を記載している。右側になるが、現在の課題、これを大きな区分で安全強靭持続という三つのくくりにしている。その中で課題として、それぞれ水源汚染対策、それから適切な設備の更新、小規模貯水槽水道の安全性確保などを記載しており、それぞれに対する将来像と目指すべき方向性は1番右側にそれぞれ対比する形でまとめている。その下に、基本理念である、きれいで安全な浜田の水をいつまでもということを記載しており、今後もこの策定したビジョンに沿って、水道事業を進めていきたいと考えている。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑿　その他

○議長

執行部からほかに何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは執行部の皆はここで退席されるが、議員からほかに何かあるか。

○川上議員

私からである。先に一言だけ、このたび三浦龍司君が、金メダルをとられた。大変喜ばしいことだと思っていることは一言申し上げる。続いて、私から三浦市長へ質問させてもらう。先般三浦市長は、議会が職員に行ったハラスメント調査の結果をもとに、議長に対して厳正な対応を求めた。市長の職員を守るという問題意識は理解できるところである。一方で、アンケート対象期間、過去3年間には、市長自身も議員として在職していた。当時の議会全体を課題として認識しているのか、それとも、現在の議会運営上の課題として認識されるのかを聞く。

○市長

過去3年かということなので私も議員に在籍していた期間はあると思う。ただ、アンケートの中で具体的にどの期間に、そういう事象があったかというところまでは私は把握していないので、その当時からというか、今なのかというところは断言はしかねるが、結果を捉えての、先般の申入れだったので、具体的にいつの時期のということは言いにくいと思う。

○川上議員

アンケートでは個別に議員名も出ているみたいなので、もし三浦市長の名前があるとは思っていないが、もちろん私も名前がある可能性が高い。ですので、今聞いたのは、当時からこういう問題があるということを、市長は認識されていたのか。または、市長が退職されてから、こういう問題が起きたというふうにされたのか、それについてだけ聞かせてもらいたい。

○市長

答えるのが難しいが、私の名前がある可能性もそれはゼロではないと思う。これまで私、これは個人の話だが、議員活動する中で、執行部の職員とやりとりをするときに、それはきちんと自分なりのマナーを持ちながら接してきたつもりではある。それは個々の議員がそれぞれの礼節を持って職員とのコミュニケーションを考えているということと思うので、私から個々の議員がどうだったか、全体的にどうだったかというのは、言うのは控えたいと思う。

○川上議員

このたび厳正な対応を求められた。求める前提として、市長は、個別事案についてどの程度の事実確認を行われたかを聞きたいが。

○市長

アンケート、議会がとられたアンケートの個別の中身について全部を把握しているわけではない。そうした職員からの回答があったことに対して、その改善を求める

ということで申入れを行ったものである。

〇川上議員

確かに、当時も現在も議員として在職している私はハラスメント等について、対象者であるかもしれない。もしかしたら名前もきっと上がっていると思っているところである。私も過去のことを例とされるならば、本会議場において、休憩中だが、ある課長さんへかなりしつこく私が質問したところ、そんなに言うんだったら川上さんが市長になればいいじゃないですかと強く話された。私がしつこくやりますからきっと質問された課長さんはハラスメントと受け止められたかもしれない。しかし、川上さんが市長になればいいじゃないですかという言葉に私は大変傷ついたものであった。これなどは、私に対するハラスメントではなかったかと思うところである。このようにハラスメントというのは、受け取る側の気持ちがあるので多くは、非常に難しい部分があると思っている。このような経験のある私がとやかく言うことはいかにもと思うかもしれないが、アンケートであらわれた事象がどのようなものであるか。その調査がなされていない中で、あの議員がという、憶測が流れることはきっと浜田市議会、浜田市にとって良いとは思わない。まずは実情を調査していく方向がよいと思うが、それについては市長はどう思われるか。

〇市長

今回、議会でとったアンケートもあるが、執行部として職員向けにとったアンケートもある。そうしたところの実態は把握するようにもしているし、それも含めて対応をしっかりしていきたいと思っている。先般議長に申入れを行った際にも、60数%が市議会議員からのというところであったが、それだけでなく、職員の中での上司あるいは同僚、そういったところでのハラスメントというところも、実際にはアンケートとして上がっていたと思う。それは当然内部のことであるので、内部統制をしっかり図りながらそうした環境改善に努めるということは、私の責務だとも思っているし、これは組織の中で改善していきたいと思う。そうしたところを取り組んでいくには具体的に今の実情をしっかり把握するというところが、大事だと思うのでそうした意味も込めてアンケートをとったところである。

〇川上議員

今内部においてもという話があった。これ少し方向性変えるが、違う質問をしていく。私は6月定例会議の一般質問において、改正公益通報者保護法についての対応状況について確認をしている。その際執行部からは、現行の公益通報制度について、改正法への対応が必要であり、施行までに、制度整備及び職員への周知教育を進めるとの答弁があった。改正法施行が、12月1日に迫ってきた。そこでまず確認をいたしたいと思う。6月定例会時点で、執行部が認識していた改正法への対応事業について、現在どのような検討状況にあるのか。

〇総務部長

今度改正される、公益通報保護法の対応の部分であるが、まず市のほうで、それぞれ公益通報に関する外部と内部ということで、制度要綱を持っているのでそちらの

ほうと、法律であったり、国が示している、いわゆるガイドライン的なもの、法定指針であるが、そういったものとの整合、ずれている部分については、法律が施行するまでのところできちんと整備していく、そういった前提で今検討を進めているところである。またあわせて体制についても、法律が求めるもの、できるだけのところを対応する必要があると思っているので、そういった部分について検討を進めている、そういう状況である。

〇川上議員

今検討しているという話であるが、これらの事項のうち、既に実施したものと実施してないものと、それぞれ分かれば教えてもらいたい。

〇総務部長

基本的に要綱の改正が必要になってくる部分があると思うので、まだその部分について実施しているかと言われるとまだ要綱の改正そのものはこれからになるので実施している部分はないというふうに検討中段階であるという状況である。

〇川上議員

検討中ということであった。私はこの問題は、単なる法改正への対応や制度改正作業としてとらえているわけではない。先般公表された市職員に対するカスタマーハラスメント実態調査では、被害を経験した職員が一定数存在しており、精神的負担や業務への影響を受けている実態も明らかになっている。また、議会が実施したハラスメント実態調査においても、組織内部でのハラスメント事案の存在が指摘されていた。このような状態だからこそ、職員が不利益を恐れることなく、相談や通報を行い、問題を早期に把握し、是正につながることができる環境を整備することは極めて重要であり、その根幹を支えるのが公益通報者制度であろうと考えたところである。特に公益通報者保護法では、通報者探索の禁止、通報者保護の強化、利益相反の排除、適切な調査体制の確保などがより重視されている。そこで、浜田市の現行制度において、改正法で求められている通報者探索の禁止、利益相反の排除及び独立性の確保はどのように制度上担保されているのか。

〇総務部長

6月の定例会議のところで、一般質問でも答えた部分に重なる部分があるが、国のほうで、国の法改正で求めている部分、法定指針のほうで求めている部分で、中に今議員が言った部分というのはあったと思う。その点については、現在要綱の中に入ってない部分も確かにあるので、その点については、要綱の中にきちんと入れ込むことによって担保するような形にしたいと考えている。

〇川上議員

要綱に入ったらしっかり踏み込んでもらいたいと思う。それから、1番問題あるのは、市長副市長管理職等が被通報者となる場合の通報案件の受付調査判断の独立性は、どのように現在担保されているか。

〇総務部長

基本的にそういった内部でハラスメントがあった場合については、人事課であっ

たり、また、相談窓口が設置してあり、人事課の職員だけではなくて庁内の管理職であったり、保健師であったり、30名程度が、相談の窓口となっている。それらのほうから、必要に応じてさらに委員会のほうに報告ということになるが、そのときに、市長、副市長であったり、いわゆる人事のライン上にいる職員、そういったものが該当していた場合については、その分についてはもちろん除外した上で調査等をする必要があるとは考えているが、その部分、詳細のところで、要綱の中にそこまで織り込んであるという状況ではない。

○川上議員

ということは、現在の要綱の中には、組み込んでないということは、職員が、いろいろ問題を受けたときに、上に上げても、それが対象者が上部の方だった場合はつぶされてしまうという可能性があると捉えている。これから先新しい改正法では、外部弁護士等による独立した通報窓口の設置について求められている。これについては現在検討されているか。

○総務部長

他市ではそういった外部の通報窓口等を設置している事例もあったので、そういったものを含めて検討していきたいと考えている。

○川上議員

まだまだ十分検討がなされていないということが分かった。私が確認したいのは、条例改正の有無そのものではない。公益通報者保護法の趣旨は、形式的な規定整備ではなく、職員が安心して声を上げることができる実効性ある通報体制を構築することにある。市のカスタマーハラスメント実態調査や、議会のハラスメント実態調査によって、職員が様々なハラスメントや不適切な事案に直面しうる現実が明らかになっている。そのような組織があるからこそ、職員が通報したことによって不利益を受けるのではないかとの不安を抱くことはなく、安心して相談通報ができる仕組みを整備することが求められている。私は改正法の趣旨に沿った通報者保護体制が実際に機能するものとなっているのか、その点について、市としての考えと取組状況の説明を今聞いたわけである。本来的な考えとして、ハラスメント対策と、公益通報者制度は一体として考えるべきだと思うがいかがか。

○総務部長

市役所内部のハラスメントというのは基本的には内部での対応が基本になろうかと思っている。公益通報については基本的に法律違反があった場合について通報内容であったり外部の方が通報する制度で通報者を守るという部分が法の趣旨であると考えている。そうしたことから、ハラスメント案件であったとしてもそのやはり程度によって、対応する部分が違ってくるのかと思っている。法律違反ということになると、ハラスメント等により、何かしらの身体的なとか精神的な部分で接してきた部分で、病気になったとか、何かしなかったときは場合によっては刑法上に引っかかったり、そういうこともあるのではないかと思う。そういった形になると、公益通報ということにはなるかもしれないが、そういった刑法法律の違反までに至らないものについて

は、内部での処理ということにはなろうかと思う。ただ、公益通報については、入り口のところで除外するということは、本来ではないと思っているので、きちんと基本的に受けた後で、どこの部分で対応するかというのが選別されるそういった形になるのではないかと思っている。

〇川上議員

内部通報であろうと外部通報であろうと全て公益通報者保護法の中の一環なので、間違えないでもらいたいと思う。それから、ハラスメントについては、侮辱罪とか刑法上問題なってくるので、十分この公益通報者保護法の対象になるので、今後ぜひとも勉強してもらい検討してもらい、早く職員が、しっかりした体制で働けるようにしていいかと思っている。

〇小川議員

今川上議員から申入れ書のことについても触れられたが、私からもこの点について伺いたい。市長が議長に対して、申入れをされた中身というのは、市議会が取り組んだ、全職員に対するアンケートの結果の速報版を見られて、この申出書つくられているとは思うが、昨日、たまたま特別委員会を傍聴していたらそこでは新たな、それ以降のもう少し詳しい内容の集計がされた表を見せてもらったが、それによると、もう少し具体的に人数等も明記されている。それで、市長がこれを書かれたときには、その速報によって、このことについて評価をされてそれに対して議会に対して何とか対応すべきじゃないかという趣旨でされたと思うが、昨日の段階でそういう新たな詳細な資料が提供されていることについて、知っているのか。まず見ているかどうかということも含めてまず伺いたいと思う。

〇市長

申し訳ない、知らない。

〇小川議員

分かった。それだったらそれでよいが、ただこのアンケートを取り組んだ趣旨というのは、私が判断するには、特別委員会を中心として、議会側が、包括的なハラスメントに対する対策を考えるための条例も想定しながらの中で、市の職員が直接どういう現状にあるかを把握するためにとったアンケートと認識している。であるから、それを最終的に集計した結果が出た段階で、恐らくこの対応について、議長のほうで何らかの対応、例えば、議員の名前が何人上がればそれに対してそのように注意も含めて考えるかというようなことも含めてその想定に基づいてやっている最中であってもその方向は多分、議会としても出ていない。そういう段階で、市長のほうから議長に申入れをされたというのは、こちらがまだ準備できてない段階でそういうことがされたということについて言えば、まだ生煮えの状態とか全部の集約ができてない状態で、そこの一部分を、悪く言えば横づけされて、それに対して、議長何とかせいというふうに言われているのではないかと私がこの申入れ書を見たときに判断している。というのは、このことが新聞だけじゃなくて、テレビやネット上でもかなり出回っている。だから国民が、浜田市議会イコールハラスメント市議会だというような見方を

されかねないような、風評も広がっているような危険性があるもので、この点についてやはりもう少し慎重な配慮が必要だと思うし、当然、執行部側も今、カスタマーハラスメント条例について検討しているのは知っているから、議会と執行部が本来だったら密接に連携をとりながら、この問題については解決をしていく必要があると思うが、このようなことをすることによって、議会と執行部側との信頼関係が壊れてしまうのではないかとそのことをすごく懸念をしたわけだが、この点について、市長がどう感じられているか、聞きたい。

〇市長

アンケートの結果については公知として共有をしてもらった事実として捉えている。その事実の中に60数%という、市議会からの、そうしたハラスメントのような行為があったあるいはそれを見たという数字が実態としてあったというのはこれ事実である。その事実に対して具体的なこちらから何かこのようにという提案を今回申入れでしたわけではなくて、そうした実態をとらえて安心して働ける職場環境をつくっていくには、こうした実態をしっかりと議会でもとらえてもらい、一緒になってそういった環境を整えてもらいたいという思いを持って議長に申入れを行ったところである。当日議長からも真摯に受け止めて、我々の声を率直に受け止めて対応を考えていきたいということで議会のほうでこれから対応を考えていかれるというそういう認識でいるので、我々としては、共有した事実をとらえて、その事実の改善はしっかりと求めていく、これは、そうした境遇にさらされている、そうした境遇を感じている職員を守る、私の責任だと思っているので、小川議員の指摘というか意見あったと思うが、私はそうした申入れをしたことに対して、全く間違っていたということは改めて思わないし、適切なやるべき申入れだったと思っている。

〇小川議員

議会の側が、そういう段取りを一定程度構想を持ちながら今進めてきた部分はあるのではないかと思っている。ですから、最終的な結果がまとまった段階で、議長のほうでは例えばそこに議員の名前があったら、その方に対してはどういうふうな対応をすべきかということを考えるその結論が出てないうちに、市長のほうから申入れされたわけだが、これを直接受けられた議長のほうとすれば、この申入れについてどういうふうに感じているのか、それについて少し議長のほうの見解を聞きたいと思うが。

〇議長

ハラスメントの特別委員会が事実を公表しているので、そのデータをもとに申入れがあったということは、議長として真摯に受け止めるということは、当然のことと思う。ただ、そのときに市長にも伝えたが、本来であるならば、カスタマーハラスメントの条例をつくるということなので、浜田市議会が実施したようなアンケートを、市もアンケートを実施し、それは誰が書いたかも分からないような形でのアンケートを実施してきちんとした数字をもとに、私どもに申入れをされるのが本当は筋ではないかと思う。そこまで長くは言わなかったが、筋としてはそれが本来であって、今、特別委員会でアンケートの結果がオープンになり、その事実結果を新聞社が確認をし

て記事を書き、そういう動きの中で、執行部も、9月定例会議中で非常にばたばたした中で、申入れをしたい、その中でマスコミの取材も入るいう形の中で、先ほど小川議員も言われたような、信頼関係というか、二元代表制の中での車の両輪とかを考えたときに少し違うかなという印象は持ったところだが、最初に言ったように、これは事実であるので、議会側として、アンケート結果をもとに、対応して、結局最終的には、最後のその他のところで詳しく説明しようと思ったが、浜田市議会の名誉を守り、職員の皆が快適な環境で、自己の能力を最大限に発揮できるよう、議員1人1人に高い倫理感と抑制された行動と発言を求めたいというようなことを、お願いをしようと思っていた。今このタイミングでこの話が出ているので少し詳しいことを言ったほうがよいのかどうか判断がきちんとできないままに、今小川議員から意見を求められたので、話した。事務局から来週の5、6、7日になるか、私を含めて22人の議員と、この事実に対して面談をしたいと思っているので、この後のその他のところで伝えたいと思う。今小川議員の質問に答えになっているかどうか少し自信ないがそういう気持ちである。

○小川議員

市長は先ほど、昨日の特別委員会で提供された資料はまだ見ていないということだったが多分議員の皆も、一部は見ているかもしれないが特別委員会はそれをもとに議論されている。その中では、議員の名前を伏せてあるが、13名の人数が上がっている。そのことについて、私の認識では、9月8日にあった特別委員会のときには、議員がどういうふうなことでアンケートを書かれているかということについて、正副議長と特別委員会の正副委員長の4人で共有をして、その中身に基づいて議長が該当する議員に注意をするというそういうふうな認識だと思ったわけだが、今回の市長の申入れを受けて、詳細なアンケートの結果が出たことを踏まえて、議長はこれから多分来週には、ヒアリングをされるわけだが、このヒアリングの中身というのは、ハラスメントの事実を認定をするというような趣旨ではないという理解でよいのか、この点について少し確認していきたい。

○議長

これは職員アンケートに記載されたハラスメント被害を集計したものであり、内容の事実認定を行ったものではない。あくまで職員の意見をそのまま集約したものである。本来であれば事実認定が明確なものであるべきであり、無記名アンケートであるため同一人物が複数回回答した可能性もあると聞いている。そのため、どこまでが完璧なものかとは言い切れないと思っている。しかし、事実は受け止め、現在、特別委員会でハラスメント条例の制定が進められている。職員が能力を十分に発揮して浜田市政の発展に努められる体制づくりを、議会としても支援し、決して妨害してはならない。議員皆に、ハラスメント等について十分自らを律して行動してもらうようお願いしたいと考えていた。

○小川議員

分かった。そうすると、注意をするとか、事実認定ではなく、先ほど市長も触れ

られたが、最終的には職員と議員との適切な関係づくりというか、そのためにヒアリングをするというような、認識でよいか。

〇議長

はい。そのとおりである。

〇小川議員

今議長から話を伺ったが、市長の申入れの中には、厳正な対応を講じられるよう強く求めるとあったわけだが、今議長の考えは説明されたとおりで、来週全議員とヒアリングを行って、確認をすると言われた。これについて、市長が言っている厳正な対応と照らし合わせて、それで、市長は納得できるかどうかこの点について、今思いがあれば聞きたい。

〇市長

今、小川議員と議長とのやりとりの

中でそれが全てかどうかというところも含めて、先般の要望でお願いしたものに対してその対応をまた聞かせてもらいたいと伝えているので、それは、当特別委員会の中での議論なのか、議会の中でどのようにその結論をまとめられるのかというところは、議会に委ねさせてもらい、それを得た時点でそれに対するコメントを求められれば、その時点で返事をさせてもらいたい。

〇川神議員

今の話だが昨日、特別委員会を開催して、今小川議員が言われたような質問にあったような行為を、全議員対象にヒアリングをしてもらい、自ら議員として襟を正し、自分を律するための一つのキックオフにしたいということをしているので、それが全てかという話があったが、その際に、当然それはやる。さらに、当初から予定をしていた、実効性のあるハラスメント防止条例、これをスピード感を持ってやる、さらには、アンケートの中でも出ていた、ハラスメントを受けた後の対応とすると、窓口があるのだが、その窓口が機能してないのではないかとの意見もあった。そういったことでこれは議員、議会だろうが、執行部だろうが一緒のことなので、相談窓口やフォロー体制を強化するというのは、防止条例をつくる以前に、早急に執行部と連携しながらやらなければならない。そういった項目を議員に、特別委員会では示し、一つパッケージにして、どんどん進めていく。市長からの申入れに答えるためにやるわけではないが、安心できる職場環境をつくっていくことを特別委員会では確認しているので、今言ったようにヒアリングは一つやり、それ以後のことも、きちんとやっていくので、お願いする。

〇森谷議員

まず執行部側、市長がこのことを知っているかどうか、先ほど少し議長が言ったように、1人が何回でも何百回でもアンケートに回答ができるということで、ねらい撃ちをすれば、1人の人が30回、30人がハラスメントを受けているとすることもできるわけである。これが一つ。要するにアンケートのリテラシー、作成する側の能力の問題。アンケートはアンケート次第で、結論を左右できるということは常識である。

1人が、パワハラを受けたので、本人は受けたと言う。見ている人が30人いて、30人が見たことがあると言えば、一つの事象を見たことがあれば、同じ事象かどうか分からないから30件も見たり聞いたりしていることになり、実数以上に件数があるように見える。そのことを考慮しながら、いいかげんなアンケートとまでは言わないが、アンケートを見る必要がある。それともう一つは、職員に対して困っているからという問題。それは、逆に、議員に対して、議員がどの職員は返答が全然できなかったとか、川上議員が言われたように逆襲されたとか、職員からのパワハラもある。何もしない、知らない。返事しない。挨拶もしない。そういう、片方だけ片手落ちというが、職員をかわいがるだけ、守るだけのアンケートは片手落ちである。本来レストランでも、自分の責任というようにしている。だから、職員には問題がないという前提でのアンケートとか対応は、これは間違っていると思う。執行部側では、その辺をどう考えているか。

〇市長

アンケートの設問は、議会で設計されたものと理解しているので、私は答えかねる。

〇森谷議員

職員に対してだけのアンケートである。だから、それは私は片手落ちと言っているわけである。具体的な例で言えばこれが全てではないが、市民に対して、窓口に自分たちの職員に対して意見を書くアンケート用紙を置いて、アンケートを募るとかをしないと片手落ちだと思う。そのことについてはどう思うか。

〇議長

森谷議員、片手落ちということは少し配慮をお願いする。 議会では今使っていないのでお願いする。

〇市長

もちろん市民サービスを提供する中で、職員の対応が適切なのかどうなのか、この改善に努めていくことは、当然のことだと思うので、これは執行部側の中できちんと対応していきたい、研修等を通して対策を講じていきたいと思っている。それから先ほど、何人もの回答がということで、この設問に対しては議会側にそのコメントを委ねたいと思うが、それが何件だろうか、1件だろうが2件だろうが、私は関係ないと思う。そうした事象を多くの人が見たということであれば、その1件に対してもしっかりと改善していく、これは必要なことだと思うし、それが1件であっても2件であってもそうした事象を見た人がそれだけいたという事実はこれは変わらないので、それにのっとって、議会のほうでもその対策を講じてもらいたい、その姿勢は変わらない。

〇森谷議員

噛み合わな過ぎて話にならないが、市民は市役所でこういう目に遭ったということを、私が議員になる前から市役所についてはよく耳にしている。そのことについて目をつぶっていけないと思う。まず、サービス業である、レストラン以上の市民の税金で食っているサービス業、だからここはサービス業のサービスの質を高めなきゃいけない。簡単に言えばパワハラにも耐えられるような形でやるべきである。ＣＡキャ

ビンアテンダント。それから、全日空ホテルとかそういうところ、それらの教育やっていると思う。

〇笹田副議長

注意してほしい。

〇森谷議員

不規則発言やめてもらいたい。議長が話すのはよいがあなたは副議長である。隣の人は何なのか。

〇議長

ハラスメントの対策を練ろうとしているので、パワハラは構わないという発言をやめてもらいたい。

〇森谷議員

パワハラは構わないと言ったか。

〇議長

容認するような発言はやめてもらいたい。

〇森谷議員

ですから、質の高いサービス業はそれなりに対応されているわけである。質を高める努力をしないで、パワハラだけを排除するというのは間違っている。

〇市長

したがって、質を高めるためのサービスの改善、そうしたところは努力をしていくということを先ほど言った。努力とパワハラ、あるいはいろいろなハラスメントに対してその事実に対して改善をお願いするということは、これは別の話であるので、そのアンケートにあった事実に即して、私は申入れを行ったところであるので、その改善を求めていく姿勢は今後も変えるつもりはない。

〇遠藤議員

議長にお願いだが議事進行に関わるところであるので、今は、議会が執行部に対して行ったアンケートに対する答え、それをもって市長は出されたことの議論をしている場であるため、例えば市民とかというのは関係ないと思う。そこの議事をきちんとまとめてもらわないと、そもそも小川議員、川上議員が、言われたこととずれてきている。議事進行をしっかりお願いしたいとともに、議員それぞれ意見があることだと思う。もちろん私自身も当事者かもしれないし、議長に呼ばれて、私はハラスメントしていたんだなと思うかもしれない。それはそのときに言われてみてどう思うか分からないが、私も6月定例会議のときに一般質問はしたが、やはり現状、ハラスメントがある可能性が高い、あるとは断定できないが可能性がある中でこういう結果が出て、それがマスコミにも出た時点で、私自身、市長の肩を持つわけはないが、それをそのまま流されて黙っているような市長に市政を運営できるというか、私は一般質問で市役所の職員も市民であると、必ず守ってもらいたいとお願いして力強い言葉を得た。それが達成できるとは今回は、確かに議員側としては不都合かもしれないが、私は行政のトップとして正しい対応されたと思う。

〇西田一平議員

いろんな議論はあると思うが、議会が自分たちで決めて行ったアンケートでこういった答えが返ってくるという可能性もある中で、メディアが上げたから、市長が申入れをしたから対応するみたいな話に今なっているが、今回アンケート結果がどうであれ、ハラスメントを受けたと書いた職員がいるわけで、書いた人がこの議論を見たときに、当然録画もしているから、何のために自分たちアンケートを答えたんだということになると思う。それを議員が議会軽視だとかという話になったときに、自分らからその道を選んでいるのではないのかなというふうに今いろんな議論を聞いて感じたので、1番議席の1期生が、こういうことを言いたくないが、もう少しそこを議員で考えて、今後どう対応するか、もう書かれたことは誰であれ、どんな行為であれ、事実だと思っているので、誰が言ったから対応するとかではなく、きちんと自分たちから浄化していかなければいけないのではないのか。議長も、先ほど、二元代表として感じたということだったが、すぐきちんと対応してもらいたい。

〇議長

森谷議員もうそろそろまとめてもらいたい。

〇森谷議員

二元代表制という言葉が出たが、二元代表制は車の両輪ではない。アクセルとブレーキなので、間違っている。それから、まずは、出たとか出ないとかというよりも、今私がこの浜田に帰ってきて30年間仕事ができる人のほうが途中で退職している。そういうことを考えると、内部の問題から、蓋を開けていく、こっちのほうが大事だと思う。内部が問題である。優秀な人ほどやめていく傾向にあるから、以上。

〇柳楽議員

1点確認をしたいが、市長が申入れをしたのは、このアンケート結果は、きっかけみたいなものだったとも少し思っている。多分、執行部ではこれまで、どうやって職員を守るための対策が取れるかというようなところでずっと考えていて、このアンケートの結果が、申入れのきっかけになったのではないかと推察をしているがその辺りについて少し聞いておきたい。

〇市長

柳楽議員が言ったように、このアンケートにかかわらず、職員が感じていることは、人事課や様々なところを通じて実態把握をこれまでもしてきたつもりである。ただどのように改善できるかという改善策を考えうるものは、できるものはこれまでもしてきているつもりだが、今回、アンケートの結果が出たことによって、それは事実だから、具体的にそこに市議会というものもあったので、その市議会だけが原因、要因と言っているのではなくて、その中の一つとしてぜひ環境改善を我々は図っていきたい。その中で、議会にもこの実態を受け止めてもらい、改善が図られるように、ぜひ努力してもらいたいと、そういう趣旨で申入れたものであるので、アンケートが全てではもちろんない。

〇議長

それではここで執行部は退席されて構わない。以上で議題1を終わる。

（　執行部退席　）

2　第6回はまだ市民一日議会の実施について

〇議長

資料2を参照されたい。議会広報広聴委員会大谷委員長、説明をお願いする。

〇大谷議員

第6回はまだ市民一日議会の実施についてよろしくお願いする。第6回は10月12日、体育の日に絡む3連休の最終日に実施をする。締め切り日までに、3名の応募があった。例年に比べれば、少ない状況ではあるが、こうした市民が発言する大事な機会の一つとして捉えながら、予定どおり実施していきたいと思う。ついては実施に当たって、お願いしたい。市民から意見や思いが発表された後、議員からの質疑をする場面もあるわけだが、これについては、発言されている内容を深掘りするような意見を願う。また、限られた時間の中で、多くの議員が、質疑ができるように、配慮をお願いして、円滑な実施に協力をよろしくお願いする。

〇議長

今の説明に対する質疑、質問あるか。

〇森谷議員

以前は抽選みたいな形で、出たい人が多かったが、今回たった3人しかいないというのは、原因をどのように考えているか。

〇大谷議員

原因について、まだ委員会で論議していないので、ここで原因については、言及することは難しい。だが、多くの方が集まって参加してもらえるように、各学校に対しては、あらゆる手段を通して、特に高校においてはタブレットにも発行時に配信してもらいながら、周知は努めたところではある。

〇森谷議員

周知周知と言っても人が集まるかどうかは分からなくて。私は、過去何回かやっているのだから、やった結果がよかったら、黙っていても人数が増えると思う。話したい人がやった結果、対応が悪かったのでこのようになったのではないかと思うが、そのような認識はあるか。

〇大谷議員

その認識はない。

〇森谷議員

自分が責任があると思って、なぜこうなるか。発言して思いどおりになったのを見た人聞いた同級生とか友達だったら、今度私もというふうになるはずだが、やって意見したが何もならなかったというのが、数の減少につながるのではないかと思う。終わり。

○議長

そのほかよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

3　その他

⑴　自由討議について

○議長

今回、ＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳで案内を行ったところ、笹田副議長から「人口減少を踏まえた公共施設の今後の在り方について」というテーマの提案を受けた。非常に重要なテーマで、議論をしたいところだが、先ほど副議長のほうから、今日は時間が押しているので、次回に回してもらっても構わないという提案を得たところである。この問題について、議員の皆、それぞれ検討してもらい次回の全協で自由討議としてやりたいと思うが、それでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

⑵　議案における各自の表決結果の記載について

○議長

説明を願う。事務局長。

○下間局長

タブレットの9月定例会議の表決結果のフォルダに表決結果の記載一覧表データ入れているので、本日中に必ず記入のほうをお願いする。賛否や反対理由は、ホームページに掲載することにしているので厳守でお願いする。全ての記載後には氏名の後ろにある記入済みの欄にチェックを入れてもらいたい。よろしくお願いする。全員協議会終了後にメールで様式のデータを送るので、タブレット上での入力が難しい場合は、データに入力して提出してもらっても結構である。この賛否について先ほどの本会議や各委員会で行った自己の賛否を変更することはできないので、よろしくお願いする。

○議長

今の件で確認しておきたいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑶　政務活動費に係る収支報告書の提出について（令和8年9月末まで分）

○議長

資料3-⑶を参照されたい。庶務係長。

○森井庶務係長

政務活動費の収支報告書について説明をする。政務活動費は原則として年度末の交付だが、議員が希望する場合は、四半期ごとのタイミングで精算し交付を受けることができる。このたびは9月末までの間に使用した政務活動費の精算交付を受けることができる。資料の1提出する資料等の提出方法についてはこれまでと同様である。

決算の提出期限である。このたびは、10月21日水曜日の午後2時としている。4の留意事項についてもこれまでと同様である。次のページ以降に記載例と、領収書の貼りつけ例もこれまでと同様に添付をしている。また本日全員協議会終了後にメールで様式のデータを送るので、精算する方は利用されたい。

○議長

今の件で確認しておきたいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

⑷　令和8年熊本地震への義援金対応について

○議長

資料3の(4)を参照されたい。資料のとおり、議員からの義援金総額、22万円を9月24日に九州市議会議長会の災害義援金口座に送金した。早速、九州市議会議長会の事務局、佐賀市議会から支援と協力に感謝する旨の礼と、義援金は被災地の復旧、被災者支援のために全額大切に拠出させてもらうという内容のメールを得ている。議員の協力に厚く礼申し上げる。

続いて次に移る。

⑸　その他

○議長

私から2点ある。1点目は、市長からあった議員による職員へのハラスメント行為の防止等に関する申入れについてである。9月24日の朝、市長から副市長、教育長、総務部長の同席のもと、申入れがあり、議会側としては、私、笹田副議長、川神特別委員会委員長、佐々木副委員長で対応した。これについては、同日、議員の皆にＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳの掲示板で情報提供したところである。既にＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳで承知のように、申入れの内容の中に、これは職員の人権や尊厳を傷つけるだけでなく、市政の適正な執行、さらには、求められる質の高い市民サービスの安定的な提供を揺るがしかねない極めて重大な問題であると考えていると厳しい言葉が並んでいる。私が言うまでもなく、ハラスメントは相手が不快に思う行為は全てハラスメントと認定されるというものである。善意であることは、情状酌量されない。議員の皆におかれては、自らの行動や言動がハラスメントと受け止められることがないよう厳しく自己を律してもらいながら議員活動に取り組んでもらうようお願いする。職員がハラスメントを受けたり見たりした事象のうち、61.4％が市議会議員からという事実は、ハラスメントを受けた職員は6割もいるというふうな受け止め方をされていると感じている。浜田市議会の名誉を守り、職員の皆が快適な環境で自己の能力を最大限に発揮できるよう、議員1人1人に高い倫理感と抑制された行動と発言を求めるものである。10月5日月曜日、6日火曜日、7日水曜日の3日間で、議員1人1人に議長室に来てもらい、話をさせてもらうので、協力何とぞよろしくお願いする。この件については、事務局から各会派の代表者に、時間の指定等の案内が行っていると思う。忙しいと思うが、

先ほど小川議員の質問にあったように、この事実について、それぞれの意見を得て、議員の皆の意見も得ながら、いい形にしたいと思うので、協力よろしくお願いする。

〇川上議員

今の件については了解するが、私たちの発言、私たちの行動がどのような形でハラスメントになっているかは理解しがたいので、今後、私は録音機を持って、各箇所に行きたいと思っている。そうしないと、私が何を言ったのがハラスメントなのか分からないので、それでよろしいか。

〇議長

今、執行部で録音は禁止となると聞いているが、どうか。執行部のほうに確認をし返事をさせてもらえればと思う。

〇川上議員

その話聞いている。しかし、私どもが何を言ったからハラスメントか、分からない。今回議長から私に対してあなたはと言われても、何なのということになる。非常に困る。私は、本当の気持ちとしては、議長から川上君と言われても、非常に何の話、何をあんた言っているのと言いたいくらいだが、そうはいかないので、そういうふうに対応しないと、自分の身を守る、同時に相手を守るということになるので、そういう対応も必要ではないかということだけ、執行部に伝えてもらいたい。

〇笹田副議長

今回小川議員からあったように13人の名前あったが、中には政治倫理条例に対応しない議員は同罪だという部分も見られたと思うが、全員という形になってそういったこともあって、全員で話してもらうが、その中には、資料見たと思うがアンケートの声を出すだとか、いろいろあったが、そこに該当するところは伝えてもらうようになっているので、何に対してこういう話がありましたよということは、各議員に分かるようになっているから、そこで注意喚起という形になると思うので、そこを注意してもらえたらなと思う。

〇森谷議員

先ほど川上議員が言われたことであるが、これからの話として、当然身を守るためには、または、身を反省するためにも、録音というのは必要になると思う。だが、3年ぐらい前から、規則で、録音禁止になっている。ここの部分を開放してもらわないことにはすり合わせがつかない。いつまでたっても、そこのところを議員だけはよいとか、そういう形でやってもらえばよい。名前が書いてある議員はよいとか。そんな感じでよいが。お願いする。

〇議長

2人からの意見については、執行部と議論をしていく。その結果をまた報告させてもらいたい。それと2点目である。9月1日の全員協議会で森谷議員からの質問があり、それについて私が答えられなかった部分が2点ある。それについての回答を今から読み上げさせてもらう。1点目は、花田議員の発言にあった人をやめるという表現に対する疑義である。比喩としての表現としては、一級品ではないだろうが、差別用語で

も放送禁止用語でもない、またこの事実は、森谷議員の6月最終日の本会議での発言をもとにした発言であるので、議事録に問題はないと考えている。2点目は、8月21日の全員協議会において何人かの議員の発言が自分の気持ちを勝手に推測し、自分を大いに傷つけた。それらの発言は政治倫理条例3条6項に違反しているので、それぞれの議員をなぜ厳重注意しないのかという、疑義である。何人かの議員の発言は、6月定例会最終日の森谷議員の発言が議会の品位をおとしめている点に基づいた発言であり、その指摘に傷ついたからといって、ハラスメントには当たらないと判断する。浜田市議会議員政治倫理条例の第6号の逐条解説に、相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止という項目がある。本条例は、議員自身の倫理的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に、自身の不適切な行為が正当か免責されることはありません。という、明確な記述があるので、理解を得たいと思う。また笹田副議長の発言についても同じく、森谷議員の発言のもとにした、その言葉の意味を述べたものであり、ハラスメントには当たらないと解釈している。

〇森谷議員

仕返しならいけないということか。仕返しじゃなかったら、先制攻撃のパンチだったら、構わないが、仕返しはハラスメントにならないということか。その根拠を教えてもらいたい。

〇議長

この浜田市議会議員政治倫理条例第6号の逐条解説を読んでもらえればと思う。今読み上げたとおりである。相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止というふうになっている。本条例は議員自身の倫理的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当か免責されることはありませんとなっている。

〇森谷議員

執行部の人がいるときに、善意であっても、ハラスメントに当たると言われた。それの政治倫理条例の何だったか解説か。それの根拠は何なのか。それは浜田市議会がつくったもので、それが絶対的なものではないので、それに対する根拠が必要だと思う。私はそれは根拠になってないと思う。

〇議長

これは浜田市議会がみんなで検討して決めたことなので、根拠があると判断する。

〇森谷議員

だから、それが法律に違反しているというふうに言っているわけである。ローカルルールは全て正しいのだったら、ＯＢ2打でも罰ゼロだというローカルルールでゴルフができるわけだから。ローカルルール作ったからといって正しいわけではない。違反するローカルルールを作ってはダメなのは当然だ。

〇議長

それは違っていると解釈をしていない。この問題については、浜田市の政治倫理条例の逐条解説が正しいと認識をしている。

〇森谷議員

生殖器が大きいというのに言葉を発したこと自体も問題がないのか。

○議長

それは先ほど言ったように、森谷議員の言葉の訳として、言われた言葉であり、それが少し最初から出てきた言葉ではない。その辺は全然内容が違うと思う。

○森谷議員

訳だったらどんな内容でもよいのか。

○議長

どんな内容でもよいとは言えないが、この問題については、放送禁止用語でもないし差別用語でもないので、構わないと解釈している。

○森谷議員

私が間違って言ったフィリピン語は放送禁止用語ではない。

○議長

議会の本会議でそのような発言をされるということが議会の品位をおとしめるということで判断をしたところである。

○森谷議員

品位をおとしめると言うが皆だって生まれてから100点ばっかりとっていたわけではないではないか。私は品位をおとしめるも何も間違ってしまったのだから、それだけの話で済ませればよいだけなのに、何で殊更間違った外国語を、通訳してまでして、私を陥れないといけないのか。

○議長

総意であるので、これ以上議論をしても、終わらないと思う。終わりにしたいと思う。以上で、全員協議会を終わりたいと思うがよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは以上で全員協議会を終了する。

〔　15 時 50 分　閉議　〕

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長　　澁　谷　幹　雄